

論文

「Y問題」の歴史

——PSWの倫理の糧にされていく過程——

桐原尚之*

1. 問題意識と背景

1999年に精神保健福祉士法が公布され、2011年9月末現在で5万2035人の精神保健福祉士が厚生労働省に登録している。精神保健福祉士は、国家試験を受ける際に指定科目を履修する必要がある。指定科目履修の過程で、多くの受験者が日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会（以下、PSW協会）にかかる社会事業史として「Y問題」の歴史を学ぶ。

「Y問題」とは、XXXXXXXXXX（以下、Y）の両親から相談をうけた大師保健所精神衛生相談員の今井功が「親の本人の捉え方に問題あり」「本人の性格、最近の行動、思考内容から分裂病のはじまりのように思われる」と記録を付け、それに基づき本人不在のまま無診断入院が行われた事件について、1973年4月6日、第9回PSW全国大会（於：横浜）の席上で、Y本人から同じ被害者を出さぬようPSWの実践を厳しく見つめ直してほしいと告発したことに始まる一連の問題のことである。

「Y問題」に及んだ先行研究は、既にいくつか存在する。当時、PSW協会の執行部の席にいた谷中輝夫は、告発からの「約10年間は人権を守るべき精神科ソーシャル・ワーカーの倫理性と専門性について、協会と会員自らが厳しく問い直し、議論を重ねる歳月となった」（谷中、2009:200）と振り返っている。また、佐藤三四郎は、「精神科ソーシャルワーカー存立の根本に関わる問題として深刻に受けとめ、その後10年近い歳月をかけてY問題を教訓化し、継承するための作業に取り組むことになった」（佐藤、2001b:154）と述べている。その結果が1981年提案委員会報告としてまとめられ（佐藤、2001b:154）、1982年、第18回日本精神医学ソーシャル・ワーカー全国大会（於：札幌）において、Y問題が提起した課題をふまえ、『精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進める』ことを協会の基本方針が採択され、協会活動が正常化されることとなった（佐藤、2001a:132）。松岡克尚は、「日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会が、1988年に最初の日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会の倫理綱領を制定している。それは、1973年の「Y問題」によってPSWの基本的姿勢が問われたことを契機に、自らの専門性を反省的に見直すなかで倫理綱領制定の必要性が認識され、多くの会員の議論を経て実現を見たものである」（松岡、2009:217）とまとめている。すなわち、一般的に「Y問題」は、「Y問題」を契機にPSWの実践を反省的に見直し、会員の議論を経て倫理綱領の制定に至ったという歴史として叙述されてきたのである。

このようにPSWの職業倫理を知る上で重要視される「Y問題」であるが、その歴史に及んだ研究は、断片的な記録がある程度にとどまり、これまで体系的な研究は全くされていない。その断片的な記述の多くは、当時のPSW協会の執行部関係者による著物であり、その再引用が繰り返されるだけで、学術的な評価は先送りにされてきた。「Y問題」に学術的な評価を与えるに当たっては、断片的な記録だけではなく、史料に基づく体系的な歴史を知ることなくしてはむずかしい。

一方、Y裁判闘争を支援していた「多摩川保養院を告発し地域精神医療を考える会（代表、阿部信真）」（以下、

キーワード：精神保健福祉士、専門職の倫理、Y問題、障害学、強制入院

*立命館大学大学院先端総合学術研究科 2012年度入学 公共領域

考える会) による 1976 年 7 月発行のリーフレット『これが Y 事件だ』には、「スローガン (1) Y 裁判斗争勝利、(2) 川崎市—神奈川県—警察権力—多摩川保養院による Y 氏への保安処分糾弾! (3) 地域—行政—精神病院を結ぶ保安処分体制づくり粉碎! (4) 地域精神医療管理体制を批判・解体せよ! (5) 刑法改正—保安処分新設阻止!」とあり、地域における精神保健の相談援助を行う PSW の存在自体を認めていなかったことがわかる。Y や考える会の主張が PSW の存在自体を認めていないということは、Y 事件が提起した問題が、本来 PSW の職業倫理の糧とはなり得ないことを意味する。

2. 目的

本稿では、本来ならば PSW の職業倫理の糧となり得ないはずの Y 事件が、PSW 協会のコンフリクトの中で如何にして PSW の職業倫理へと内包され、反省の歴史として描かれるに至ったかを明らかにする。

本稿では、一連の事件を Y 事件、Y 裁判闘争、「Y 問題」の三つに分けて表記する。Y 事件は、1969 年 10 月 11 日の強制入院事件及び収容中の人権侵害事件を指し、Y 裁判闘争は、1971 年 12 月 1 日からの裁判を中心とした運動のことを指す。「Y 問題」は、1973 年の告発からの一連の問題を指し、PSW 側の見方を反映したものである。「Y 問題」は、社会事業史で頻繁に使用される語であることから、PSW 側の造語という意味を込めカッコ付で表記し、通常、Y が主に使用してきた Y 事件や Y 裁判闘争には、カッコをつけないこととする。

3. 論証

1. Y 事件の告発と調査委員会の設置を巡る論議

Y 事件とは、事件当時満 19 才 (1950 年 6 月 15 日生) の予備校に通いながら関西方面の大学受験を目指す浪人生 Y に対して、1969 年 10 月 11 日に川崎市大師保健所の精神衛生相談員である今井功が、精神分裂病と無資格診断を下し、警察官二名をも動員して、Y 宅に押し入り、強制的に精神科病院である多摩川保養院 (現、多摩川病院) に入院させた事件である。1971 年 12 月 1 日、Y は、医師の免許を持たない PSW が診断を下したことで、それに基づいて強制入院がなされたことを主な問題とし、多摩川保養院を相手どって民事訴訟に踏み切った。

1973 年 4 月 6 日、Y は考える会の支援者とともに第 9 回 PSW 全国大会 (横浜) に出席し、午前中のシンポジウムで特別発言の機会を得る。4 名のパネラーの発言と質疑や補足提案を終え、Y の特別発言が行われた。その際には、下に引用する PSW 大会長宛の申入書が配られた。

私こと Y (原文は本名を表記) は、川崎市大師保健所、川崎精神衛生相談センターにより、一九六九年一〇月一日、本人の全く知らぬ間に精神病であるというレッテルをつけられ、警察、保健所によって強制的に多摩川保養院に入院させられました。

この入院は一切の医師により事前の診断がないばかりか両親の同意もなく行われました。そして四〇日間という長期にわたり不法監禁され、心身両面にわたる言語に絶する苦しみを味わわれました。

このため私は現在、多摩川保養院を相手どり、この重大なる人権侵害に対し裁判を起こしています。

しかしながら、この問題に関して私の入院させられる過程の中で大師保健所、川崎精神衛生相談センター、警察が積極的な否定的役割を果たしていることは、否めない事実であります。

大師保健所、川崎精神衛生相談センターの私に対して行った不法行為を考え合わせますと、今ここに集まられた PSW 会員の日々の実践がどのようなものか疑わざるを得ません。

なにとぞ、この事件を大会議題の一つに取り上げ積極的な討論をされ、第二、第三の私を生み出さないためにも、自らの実践を厳しく見つめ、共にこの闘いに参加されることを、切にお願いします。(佐藤, 2009: 130)

この発言に対しフロアーおよび Y 裁判の支援者から追加発言が熱心に行われ、司会より Y 事件より提起された問題を午後の各分科会において討論を深めるよう要請があった (日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1973a: 2)。

翌7日の全体討論では、フロアーから主にY事件をめぐる発言がなされた。事実関係、事件の背景にある医療行政のあり方、地域管理体制について指摘された一方、Y事件のとり上げ方に対するワーカーとしての姿勢が追及された。さらに事実関係を含めた調査委員会の設置が提案された。理事長は、調査委員会設置は現状では非常に困難との見解を示したが、第9回全国大会運営委員会から調査委員会の人的参加の用意があるとの報告がなされた。延長時間も無くなり「Y問題」は総会で審議する運びとなった（日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1973a:3）。総会直前の昼休み、Y問題に関する緊急理事会が開かれ、「Y問題は関係者のみならず、我々日常業務の中で起きる危険性を持っている、どの様におきたのか背景を考えていきたい。目下裁判中なので協会として調査委員会は設けない。今井氏からは言い分を聞くことにしたい。」として総会に提案することとした（日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1973a:8）。しかし、総会では、理事会の提案への対案がだされ、調査準備委員会を第9回全国大会運営委員会に委嘱し、検討結果を基に常任理事会において決定することとなった（日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1973a:16）。

2. 「Y問題」として取り組むに至る過程

11月23日から24日の全国理事会にて、Y問題の中間報告がなされた（日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1973b:1）。1974年5月16日、17日、18日と第10回PSW大会（神戸）に先立って全国理事会が開催され、Y問題調査委員会（調査委員長、三代）による報告（以下、調査報告）がなされた。報告は、「資料」「論評」「まとめ」で構成されている。報告の補足説明および質疑討論の重要事項を列記すると、①今回の報告に終わらず、各地区の日常業務の中で討論して欲しい、②今井に対する調査が不備であり、一方のYと比べて不公平であった、③調査報告の論評およびまとめの部分の断定的表現について、理事会の中で意見が分かれ、報告の方法も論評およびまとめをのぞいた資料部分だけを報告する提案もあったが、全体としての理解が不十分になりかえって誤解を与えかねないため、Y問題調査委員会より、このまま会員に報告することになった、④理事会の姿勢として調査報告は報告として一応受け取り、様々な意見が出たことを確認する、⑤今井について反論を与えるとともに、この様な場合の協会員に対する協会の姿勢の検討が今後の課題となる、といったことであった（日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1973c:3）。

5月18日に開催された第10回総会では、今井からの発言が欲しい旨の緊急動議が承認され、45分の発言の機会が認められた。今井の発言の要点は次のとおりである。

Y問題に関してここ1年間沈黙してきたが、今回発言の機会が与えられたことを喜びとする。地域で仕事することは、正しいか正しくないかは別として、やはり、保安処分につながる意味で手を汚さざるを得なかった。被害者は最大の加害者だ。委員は同じ仲間なのに私に対して冷たい態度をとり、共に話しあうことができていない。次に川崎市大師保健所管内の仕事は夜間の呼び出しが多く、また家族からの入院要求の訴えが多い。しかし私は1人として本人に会わずに入院させたことはない。また長期入院の人を在宅にしようとしているが、在宅にし普通の生活に戻すためには具体的な援助が必要である。これはワーカーに対する課題でもあるし、国家的課題でもある。また私は退院者クラブも作った。

私がかかわった数例について見ても、私のかかわり方は決して入院先行ではないのである。むしろ福祉事務所や警察や民生委員等を含む地域社会が入院を迫ったときに、如何にして私がそうした要求を断ってきたかを会員はわかって欲しい。私は出来る限り患者と共に援助を進めてきたのだ。

次に報告書についての私の考え方に触れる、先づ私と調査委の会合はつい最近行われた1回だけであり、しかも私の言ったことがどこにも反映されていない。論評は委員会として明らかに越権であり、調査報告は私にとってはリンチである。また報告書の中で私の名前がイニシャルになっているが、これは人と接し、援助し、助けあっていくワーカー同志としては考えられない人権の侵害だ。また報告書の資料について私は諒承していない。裁判係争中なのに資料を公開することなど、聞いたことがない。関係者すべての承認がいるのではないか。

Y問題全般についていえば保健所で仕事をすれば手を汚さざるを得ないのであって、いわば保健所の問題なのか、私個人の問題なのか混同されている。私個人の問題なら私を裁判にでも訴えたらいいではないか。

秘密保持の問題について。ワーカーの立場は自由であるから、そこにこそ倫理性が要求されるので、私は敢えて公表したくない。調査報告の承認は投票にして決定して欲しい。また私の意見は文書として機関紙に掲載したい。結果によっては告訴の準備を辞さない。(日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1973c : 9-10)。

これに対して考える会の関係者からは、ワーカーなら誰でもあることだと事故の責任を回避し、論旨をすり替えようとしているなどの反論がだされた。Yは、今井に対して「今井氏自身の所見として『親の本人の捉え方に問題あり』とはどういうことか、『本人の性格、最近の行動、思考内容から分裂病のはじまりのように思われる』というのは、いったいどういう根拠で書いたのか」という質問を出した。それに対して、今井は直接答えることをせず、「裁判の場ではつきりされるものである」と主張した。Yからは、「今井は一度も私に会ったことがない。患者と共に歩くといいながら、一度も会おうとせずに、私のことを精神病と断定したのは悲しい」と述べた。さらに、考える会から「自分たちも共有しなければならない問題でもあるのだから、この際今井氏にぜひ答えてもらいたいのに、裁判でなければ明らかに出来ないというのでは、今井氏が本当に皆と一緒に行動していく心算があるのか疑われる」旨の発言がなされた(日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1973c : 11-12)。今井からは遂に明確な答えが得られないまま、考える会が「私達自身も、現下におきている諸問題に具体的に関わる中から、新たな日常実践の模索を開始することを確認した」との文言を含む、Y問題に関する決議文(案)の緊急動議を出し、出席者124名中、賛成54名、反対21名、保留25名で多数決により可決した(日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1975c : 12-13 ; 見浦, 1975 : 34)。

理事会は、調査報告を機関の決定として承認したいという事実立ち、提起された問題を一人一人の会員が考察を深めて実践に移してゆけるようにするため、実際の対応に追われることとなった。6月22日、常任理事会にて調査報告書に関する協会としての意見の作成の仕方を検討した。常任理事全員による自由な討論をとおして見解をまとめていく必要があり、その結果を新潟大会に反映させ、今井には事情を聴取するという点が確認された。6月26日、理事長と早川理事とで今井を訪ねて事情を聴取する。結果、今井自身が直接常任理事会に出て意見を述べることとなった。7月6日、常任理事会にて今井から事情を聴取した。7月27日、第一回拡大常任理事会にて、「Y問題に関し常任理事会として検討課題を整理して提出すべき」「今井に対し意見を聴取した意図が不明確」等の意見が出た。7月30日、8月9日、8月27日、常任理事会にて、①調査報告が総会で承認され、決議がなされたその趣旨にそって常任理事は活動を進める、②調査委員会と同様常任理事会は、調査報告が今井個人を糾弾するものではないこと、を確認した。8月31日、第二回拡大常任理事会にて、基本的立場の見解を報告し、同意を得た(日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1975a : 4-5)。

11月16日、全国理事会において調査報告の検討について議論され、旧Y問題調査委員会からの要望として、①総会決定に基づいて今後どのような検討課題を設定し、展開してゆくのかを明確にすること、②Y裁判に対する協会の態度を明確にすること、③川崎市当局に対する協会としての態度決定について検討すること、がだされた。結果、①拡大常任理事会の今後の討論の進め方としては、事実経過の確認に終始するのではなく、焦点をしぼって一般化する方向で進めること、②組織決定としてY裁判の支援は難しいが、重大な関心をもって留意し、その中で提起された課題に積極的に取り組む、③川崎市当局へ要望書として出すかどうかは慎重な討論を経てから結論を出したい、といったことが確認された。また、今井ならびにYに対しても理事会として回答することが決まった(日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1975a : 2-3)。

3. Y裁判支援・今井氏処分の否決と教訓としての「Y問題」継承

1975年3月31日、考える会は、8月30日付で会員に配布された「Y問題調査報告により提起された課題の一般化について」(以下、一般化資料)に対して、一足早く、理事長宛の申し入れ書を出した。また、同会は4月19日に、「PSW通信No.31に関する申し入れ」を、6月1日に「抗議文」を出した(日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1975b : 4)。この間、理事会の見解となる「一般化資料」及び「常任理事会見解」の中身に関する議論がなされ、Yからも、それに対応する必要があった。この間の考える会の意見は、主として、事実関係にかかる指摘とワーカーの技術の問題ではなく精神衛生行政そのものの問題である、というものであった(多摩川保養院を告発し地域精神医

療を考える会, 1975c)。一般化資料は、精神衛生行政の問題について基本的にふれなかったため、ワーカー個人の技術の問題のみをとりあげたかたちとなった。それは、今井だけの問題ではないとしながらも、今井だけの問題に終始せしめたわけであり、ひいては一般化資料が地域精神衛生網=保安処分の問題であるという根本的な認識を示すに至らなかったことを意味した。

6月2日、第11回PSW大会に先立って全国理事会が開催された。考える会は、全国理事会での発言権と会員を通じての意見を認めさせ、一般化資料に対して、「資料にかたよりがあがる」「全体としてワーカーの欠陥の指摘にとどまっておき、行政サービスの位置づけをどう見ているかがない」「今井の問題として安易に一般化することはYの痛みを感じていないからだ」と意見をだした。結果、一般化資料の中に同会の意見を加えることで了承された(日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1975b: 5)。だが、その他の指摘に対しては、理事の間からも同じ意見が出されたにもかかわらず、とくに取り扱われた形跡はなかった。その他、一般化資料の案には、岩本正治理事長の個人の見解による巻頭言があり、削除することと同時に、PSW協会としての意見ではないことを明確にするためにも、PSW通信に総括文を掲載することが決まった(日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1975b: 5)。

6月3日、第11回総会で今井の処分を見送る内容を示した「今井氏に対する処分要求に対する理事会の回答(案)」について議論された。非会員から「今井が弁明することを約束したにもかかわらず、その弁明抜きに決められてしまうのはおかしくないか」「今井に反省を求めるといふ協会の態度が示されていないので、今井が何も悪くなかったことになるのではないか」「Yは今井に会いたがっているが、今井は一度も会っていない。この当然の権利を協会は認めてほしい。協会で勧告してほしい。こうした手続きをぬいて処分しないという決定を出すのは不服だ。処分しないということを撤回して欲しい。」との意見が出された。その後、非会員の意見を動議として取り上げるかで紛糾するが、会員から同趣旨の再提案があったため動議として認められた。しかし、今井氏処分要求に対する理事会の回答(案)への反対動議は、賛成21、反対119、保留13で否決となった(日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1975b: 10)。もうひとつの「Y裁判への支援決議(案)」については、「協会としてそれに応えるべきだ」と賛成意見もあったが、「多摩川保養院の労働者を敵に回すから反対」「あえて協会名で決議する理由はないので反対」「具体的な裁判支援の方法が明確にされないままに支援決議をするのは反対」といった反対意見もあった。討論の後、採決となり、Y裁判への支援決議(案)は、賛成33、反対81、保留44で否決された(日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1975b: 11)。結果、一般化資料の配布と「Y問題」継承として精神医療問題委員会の設置と、ブロック研修会(会員間における掘り下げた討議を行ない、Y問題を継承・深化してゆく組織)の設置が決まった。8月30日、一般化資料が会員各位に配布された。同日、考える会発の4月19日付「PSW通信No.31に関する申し入れ」に対するPSW協会の回答文も合わせて出された。考える会にとっては、総会での「Y裁支援決議」の不成立と一般化資料の配布という流れが、「Y問題」を単に素材として使われる可能性を残したため不満の残る結果となった。

4. 約束違反を引き金とする関東甲信越ブロック研修会の流会

一般化資料を配布した際、文書には「[一般化について(資料)]」においては、いまだ十分掘り下げた討議がなされていないので、この問題についてはブロック研修会において、会員の積極的討議を期待するとともに、その推進を図るために、精神医療問題委員会を設置する。」と書かれた。すなわち、精神医療問題委員会とブロック研修会を主軸とした「Y問題」の周知一般化が目指されることになったのである。しかし、このことはブロック研修会の参加者にとって、ただの面倒事に過ぎなかった。

1975年11月22日に開催された全国理事会でブロック研究会経過報告が審議された。この時点でブロック研究会は、北海道地区、東北地区、関東甲信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中四国・九州地区の6つがあった。地区の経過報告の後、精神医療問題委員会の西沢氏から地区の報告者に対して「Y問題」の一般化資料への反応について質問が出された。そこでは、大野氏(岐阜)から「今後の取組みについては、議論の場からは遠く可能性がある」こと、門屋氏(北海道)から「資料が来る前に研修会を開き説明したがほとんど無反応であった。会員の受けとめ方に問題があると思う。一般化されたものをすんなり末端がうけとめられない雰囲気があったという見方がある。資料を読んでも、はたして一般化されているのかという気がする。裁判闘争そのものを支援するということでは、アレルギーになる。」との意見が述べられた。同様に新宮氏(仙台)からは、「東北地区各県に意見を求めたところ

Y問題にかかわる人々への反発があった。裁判闘争を支援せよというのは僭越だ。人権問題として考えるのは良いと思う。裁判へのかかわりを自分達がするとしたら別のやり方でやるだろう。」との意見が出された（日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1976: 2-3）。

そして、Y事件が起きた地域である関東甲信越ブロックは、①会員が「Y問題」を受けとめられる状況ではなく、むしろ抵抗と反発の感情がある、②そのため、「Y問題」を取り扱うと参加者が減り、研究会の意味が薄らぐ、③協会内において自己の日常実践の内容を未だ赤裸々に本音をもって語り合い点検し合うまでには致っていないにも関わらず、「Y問題」を中心に据えたテーマにすると、会員の身構えが強くなり、本音で語り合う場が持てなくなる、④しかしながら、会員は「Y問題」から何らかの影響をうけており、字句の上で「Y問題」をとりあげてことを表現しなくとも、底流として共有されて反映されてゆくと推測される、との理由から、「精神障害者の生活（権）問題にいかに関わってゆくか」をテーマに「労働権を中心に」と「いわゆる人権問題を中心に」として開催した（日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1981: 18-19）。Y及び考える会は、関東甲信越ブロック研修会の会員を通じて同会の開催内容を知り、「一般化について（資料）」を用いないのは約束違反であるので、これを同会の中でとりあげ、「Y問題」を同会の中心テーマとするよう、同会の世話人を通して抗議と共に10項目の質問をだした。しかし、PSW協会、同会ともに、明確な態度をうち出すことができなかった。そのまま、同会運営委員会は、方針通り開催することを確認し、そのことが考える会との交渉の余地さえも閉ざしてしまった。そして、1976年1月31日、考える会は、同会にて冒頭より粉砕宣言を出した。そのまま事態の收拾が付かない状況となり、結果、同会は流会となった（日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1977b: 5）（日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1981: 19）。

5. PSW協会機能停止とそこからの回復

関東甲信越ブロック研修会の流会の影響もあって、1976年6月3日から4日（於：静岡）を予定していた第12回PSW大会は、中止となった。そのため緊急理事会が開催され、大会中止に係る総括を出すことが決められた。同年11月26日から27日と全国理事会を開催し、常任理事会が準備した「第12回PSW大会・総会中止を省みての反省と課題（案）」（以下、総括案）について審議される。総括案に対しては、「Y裁判闘争支援という形では、真の継承にはならない」「Y裁判を支援する人々への傾きがめだつ」「協会の最近の動きについて、会員の多くは、協会がY問題にふりまわされがちと感じ、今後もY問題中心の議論に集中なら、会費も払いたくないという意見も多い」「身分（資格）制度への取組を中心にすすめるべき」といった「Y問題」を含めて批判的な意見もだされた（日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1977b: 2-3）。結果、理事の間で意見が対立し、総括案は否決された。それが、常任理事会の機能停止、更には当時の事務局長と理事長が実質的に引責辞任を行うという人事上の問題を生み、会務執行は機能不全といえる状態に陥った。1977年3月27日の総会で役員改選を予定していたが、その総会すら出席者過半数に達しなかったため仮総会となり、1977年4月15日付で決議事項の案内が出された。そして、理事長は小松減助から谷中輝夫に移行し、Yや考える会の問いを棚上げする形で、「協会の正常化」を第一義の課題に据えた運営を行った。谷中は、否決された執行部の一員でありながらにして、Y裁判支援を支持する側の理事と総括案に反対した側の理事の双方から次期理事長候補の声がかかった。それは、双方の立場ともにPSW協会の存続を第一に据えた人事こそ求めていたため、比較的政治的な色がついていない谷中を理事長にすることでPSW協会内の裏での勢力争いを避けることができると考えられたためである（坪上, 1998: 92）。

同年3月27日、第12回PSW大会（於：東京）を開催し、1978年3月19日の第13回PSW大会（於：大阪）から同年11月11日～12日の第14回PSW大会（於：埼玉）、1980年1月20日～21日の第15回PSW大会（於：大阪）までの間、「Y問題」に関する組織的課題を棚上げにしつつ、協会員に対して議論を呼びかけた。

その間、1979年5月8日にY裁判は、「多摩川保養院が誤った情報をもとにして入院させてしまった」という内容の和解書を取り交わして終結した。PSW協会は、第15回PSW大会プログラムに「Y裁判和解報告」を入れることを決めていた。しかし、当日は次の引用を含むプリントが配布され、Y及び考える会は出席を拒絶した。

私たちが、本大会参加拒否に至ったのは、次の様な経過及び考え方からです。

今大会について、協会から何の連絡も受けていません。考える会では、10月に、一理事より、大会の折にY

裁報告をしてもらえるか、との問いかけを受けて、これに対して、やりましょう、と答えました。しかし、連絡を受けたのはこれ一度きりで、大会については、何の連絡も受けていません。たまたま、考える会々員の中にはPSW協会員がいたことから、12月末、協会員各自に配布されていた通信と、プログラムによって、大会開催を初めて知ったのです。その後も、協会からは何の連絡も入っていません。ですから、本来なら、このような形の報告すら私たちにはできないはずなのです。PSW協会は、大会プログラムにY裁和解報告を載せていますが、前述の様に、私たちには、時間の都合の問いかけはおろか、21日にプログラムしたことすら連絡はないのですから、これは、私たちを無視しているとしか受け取れません。つまり、報告の時間はとってあげました、というPSW協会側の一応の体裁を整えたにすぎないやり方です。そして、私たちが、大会開催を知らずにおり、不参加となった時には、おそらく報告時間をプログラムしたのに、それをすっぽかした考える会は無責任だ、とささやかれたことでしょう。(中略) 私たちは、横浜大会以来7年間にわたって、PSW協会に問題を提起し続けてきました。Y氏の不当入院へと積極的に動いてしまうPSWとはいかなる立場性を持っているのか、それはどのように乗り越えるのかを、Y問題を基本にすえながら各々の現場でつかみ、各地の具体的な問題にとりくもうと呼びかけてきたわけです。しかしながら、残念なことに、PSW協会は、これらの責任問題を深めることができず、いたづらに右往左往するのみでした。その結果、Y問題に端を発したPSW協会の機能停止に至る経過すら、総括されぬまま、何のための協会なのかも考えることなく、単に、PSW協会存続のための走り回ることを行っています。その引き続きとして、第15回大会が設定されています。(中略) 以上のことから、今大会では、何ものをも生み出すことはできない、と考えます。PSW協会は、今後、Y問題を学び直し、ここ数年の協会の動きと共に、早急に総括すべきでしょう。以上が、現在の私たちの考え方です。Y問題について考え合おうという仲間がおりましたら、下記へ連絡してください。(日本精神医学ソーシャルワーカー協会, 1977a: 117-118)

裁判の和解終結は、Yや考える会にとって、PSW協会が裁判係争中として課題を先送りできなくなったことと、裁判所が公式に今井の記録を「誤った情報」としたこと、改めてPSW協会の立場を問う機会であった。が、当のPSW協会に対して、Yも考える会も一切の期待を持たなくなり、見捨てたかたちとなった。

一方、同日に開催された第15回総会では、第12回PSW大会以降「棚上げ」になっていた、①第12回大会総会中止の事態に対する総括を行うこと、そして、その後「棚上げ」の状態でも論議されてきた第13回大会総会以降の論議内容を整理し、本協会としての今後の取り組むべき課題を見出す作業、②「Y問題」に関すること（「Y問題」の継承に関する理事長見解の提出の件に関すること、関東甲信越ブロック研究会報告に関する10項目の質問に対する見解を出すこと、「Y問題」によって提起された問題を実践の指針として、どのように具体化してゆくか）、③今後の実践課題は何かを提示する作業、④組織運営上の問題に関することに取り組むための提案委員会の設置が決められた。提案委員会は、1981年6月26日付で「提案委員会報告」を提出した。提案委員会報告の「Y問題」に該当する箇所は、これまでの課題に対し回答するようなものでなく、事実経過をまとめたものに若干の解釈を加えた程度であり、主に国家資格化を実現でき得る集権型組織の構築と運営について提案したものであった。その後、同日付で「Y問題に関する理事長見解」(以下、理事長見解)を当時の理事長である谷中輝雄(やどかりの里)の名前で公表した(PSW通信 no.50・51, 1981: 8-22)。

6. 終息した「Y問題」がPSWの職業倫理として再利用される

1982年6月26日、第18回札幌大会にて「日本精神医学ソーシャル・ワーカー宣言(第18回札幌大会)一当面の基本方針について」(以下、札幌宣言)が決議され、PSWの業務の基本を「対象者の社会的復権と福祉のための専門的社会的活動」と確認した。札幌宣言は、提案委員会報告を踏まえ、専門性を深めることを目的とした三点課題「精神障害者福祉論の構築」「業務の構築」「倫理綱領の制定」を示した。1984年3月、宇都宮病院事件の報道がなされ、1985年8月に厚生省により精神衛生法の改正が確言される。それを受けてPSW協会は、1986年に「精神衛生法改正に伴うPSW配置に関する要望について」「精神衛生法改正に伴う精神科ソーシャル・ワーカー(PSW)の専門性および任用資格についての要望」を出し、同時に精神障害者福祉論の構築と倫理綱領の制定作業に着手する。

結果、1987年9月の精神衛生法改正に際しては、「精神科ソーシャルワーカーなどのマンパワーの充実をはかる旨の附帯決議」がなされた。そして、1988年、第24回大会で提案委員会報告以降の課題であった「倫理綱領」「精神科ソーシャルワーカー業務指針」が採択された。

4. 考察

1. 骨抜きにされた「Y問題」

1981年6月26日付の「提案委員会報告」では、考える会から出された関東甲信越ブロック研修会の方針にかかる10項目の質問について一切の答えを用意せず、事実経過のみを記すまでとなっている。少なからず、関東甲信越ブロック研修会の流会は、第12回PSW大会の中止にまで影響を及ぼした。すなわち、この重大な課題に答えないことは、もう一度「棚上げ」しただけに過ぎない。それどころか、提案委員会報告は、「Y問題」とともに独り歩きし、提案委員会を踏まえた札幌宣言、札幌宣言を踏まえた「倫理綱領」「精神科ソーシャルワーカー業務指針」の採択という一連の歴史を作っている。このことから、PSW協会は、Yらに事実上見捨てられながらにして、形だけ「Y問題」を継承し、それらをPSWの職業倫理という枠に収めることで身分法要求の根拠としていったことがわかる。

ただ、あくまでYが求めたことは、地域精神衛生の枠内で実践すること自体が、保安処分の機能の一役割を担うことにほかならないことと、それが人道上の問題であり、被害者をこれ以上増やさないために考えてほしい、ということである。そのため、PSW協会の方針は、Yの切実なる願いとは真っ向から対になるものとなった。

2. 組織の力学作用

1970年5月8日に朝日新聞が「病院のPSWが患者からピンハネした」という問題を報じた。このときPSW協会は、身分が安定していないから所得が少ない、だから、ピンハネに至ったわけだから、所得を安定させるためにも身分法・国家資格が必要なのだ、という結論に至らしめた。「Y問題」の場合も、Y問題調査報告と同時期に出された「あり方委員会報告」によってピンハネ問題と同じような結論を当てはめることが可能であった。とりわけ、PSW協会は、結成当初から第一義的な獲得目標に身分法確立を位置付けてきたことがあり、身分法確立の足止めになるような問題を引き受ける必要はなかった。だからこそ、多くのPSW協会員は、「Y問題」を真剣に取り組むべき課題と認識せず、身分法を要求する上で鬱陶しいものと認識していた。それは、考える会の阿部(1976:38)がPSW大会にて「私たちのところでは、そんなことは起きる筈がない。少しオーバーに言っているのではないか」と言われたこと、谷中が各地をまわった時「協会執行部がY問題にふりまわされて、会員のおかれている現状を理解していないという不満の声を一番多く聞きました」(精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1977c:1)と述べていることから、自明のことである。

会員の反発を招くことは、組織の存続に大きな支障をもたらす場合があるため、普通は避けられる。なので、PSW協会理事会も1973年当初は、係争中を理由に調査委員会設置に消極的であった。しかし、第9回全国大会運営委員会の構成員を中心とした動きによって、結果的に「Y問題」に取り組まざるを得なくなった。その背景には、特定の政治党派を中核としたPSW協会内における、ある種の主導権争いが存在した。1973年からYの補佐人をしている精神科医の吉田哲雄は、共産主義者同盟として東京大学医学部の学生運動とつながっていた。西沢利郎をはじめとする学生運動から活動してきた人たちも執行部の席に就いており、ある種の政治的な連帯がY事件への取組みへと発展させていったのである。そういう意味でも、「Y問題」に取り組む意志のある立場と鬱陶しく思い消極的である立場とが、二分しやすい情勢であったといえる。そうすれば、政治と関わりがない者や、それ自体を好まない者たちは、自然と「Y問題」自体を遠ざけたいと思うかもしれない。さらに、もうひとつ日本医療社会事業協会との方針をめぐる関係の悪化という背景もある。各地方の支部は、日本医療社会事業協会の支部と同じ事務所のところが多かったため、全国組織の方針が地方支部の対外的な関係の悪化すらもたらす状況があり、地方の会員を中心とした反発をつくっていた。

会員にとっては鬱陶しいものでしかなく、また、各地の会員を代弁する全国理事会も半数以上が鬱陶しいものと感じていた。けれども、執行部である常任理事会は、ある種の主導権争いに揉まれて取り組まざるを得なくなっていっ

た。結果、PSW 協会は、常任理事と会員及び理事の間にコンフリクトを作っていた。

3. Y 事件が PSW の職業倫理に内包された転換点

PSW 協会は、1976 年の第 12 回 PSW 大会（於：静岡）の流会と、Y 裁判支援の立場の理事とそうでない立場の理事との対立と、対案なきままに否決された総括案を引き金に、組織の存続自体が危ぶまれる時期を迎えることになった。執行部の大半は、PSW 協会の存続に積極的であった。そこで、比較的政治色のない谷中輝夫を理事長に据えることで、執行部内の対立を弱めようとした。それでも、関東甲信越ブロック研修会にかかる考える会からの質問状への回答と第 12 回 PSW 大会（於：静岡）の流会にかかる総括は、谷中理事長体制に引き継がれたわけであり、取り組まないわけにはいかない。だが、取り組もうとすれば、鎮静化しつつある執行部内の対立関係を再燃させかねない。そこで、谷中は、これらやり残した業務を「棚上げ」し、協会員に議論を呼びかけることで、切り抜けようとした。それが、第 12 回 PSW 大会（於：東京）から第 14 回 PSW 大会（於：大阪）までのことである。その間も谷中は、協会員の理解を得るために「Y 問題」と身分法について、PSW 通信等で呼びかけを続けた。谷中は、1977 年の理事長就任挨拶に代えて「Y 問題の本質が本当に理解されていないことを感じさせられました。Y 問題等における患者の人権をめぐる問題と資格制度の検討とは二者択一の事柄ではありません。」と述べている（日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会, 1977c: 1）。すなわち、Y 事件と身分法の問題を職業倫理という主題でつなぐことで、同じ問題であると位置づけ、「Y 問題」も身分法と関連付けて取り組むという道筋を示したのである。

村上隆彦（1978: 9）は、「そんなことをしたら解雇されてしまう。それよりもそういうことを言える身分法、あるいはいわゆる設置基準をしてもらうことが必要で、それらのことなく同様の問題を検討し Y さんを支援していけないというのが大方の会員の発言ではなかったか。」と当時の状況を述べている。これは、身分法の要求がすべてに先立ち、「Y 問題」のような課題に取り組むためにも必要なのだ、というものである。いくら鬱陶しい問題であっても、身分法と関連付けさえすれば、協会員の反発的な感情も少しは和らいだであろう。このように、PSW 協会は、Y 事件が示した様々な問題を「棚上げ」しつつも、PSW 協会存続の危機に直面したことで、一致団結して対立を回避するための人事を行い、その後、なし崩し的に身分法・国家資格化という予めあったひとつの結論に向かって進んでいったのである。すなわち、冒頭で引用した「Y 問題」にかかる歴史の通説は、身分法を軸においた進歩主義の歴史叙述であり、そこには、本当の意味での反省は皆無なのである。

5. まとめ

社会事業史としての PSW 協会史の叙述は、1973 年の「Y 問題」によって PSW の基本的姿勢が問われたことを契機に、自らの専門性を反省的に見直すなかで倫理綱領制定の必要性が認識され、多くの会員の議論を経て実現を見たものと、「Y 問題」の歴史を反省の歴史と位置づけてきた。しかし、PSW 協会は Y や考える会が指摘した課題に対して何も答えておらず、また、PSW 協会員の多くが「Y 問題」に対して批判的であった。それが、PSW 協会の存続の危機に直面したことで、PSW 協会の存続を第一に据えた人事がなされ、「Y 問題」と身分法・国家資格を PSW の職業倫理という主題によって結び付けることでコンフリクトを回避し、本来、なり得るはずもない Y 事件を糧にした PSW の職業倫理の歴史ができた。

だが、それは身分法に軸をおいた進歩主義の歴史の叙述に過ぎないものであり、そこには本当の意味での反省は皆無である。実際、PSW 協会は、最後まで Y 事件に向き合おうとはしなかった。そのことは、係争中を理由に取り組もうとしなかった事実や Y との約束違反の事実、Y に事実上見捨てられた事実などから明らかとなった。

したがって、PSW が職業倫理上依拠してきた歴史叙述の通説は、修正される必要があることを示した。

参考文献

- 阿部信真, 1976, 「Y 氏 強制入院の経過とその後—地域精神医療管理体制批判の原点—」『臨床心理学研究』14 (1) : 38-46
 岩崎香, 2007, 「精神保健福祉士の倫理と権利擁護」日本精神保健福祉士養成校協会『精神保健福祉士養成講座 5 改訂精神保健福祉援助技術

- 総論』中央法規：60-92
- 門屋充郎, 菅野治子, 村田健他, 1982, 「全体集会」精神医学ソーシャル・ワーク第15巻：85-95
- 佐藤三四郎, 2001a, 「精神保健福祉士の理念と意義—精神保健福祉士の意義」精神保健福祉士養成セミナー編集委員会『改訂精神保健福祉士養成セミナー／第4巻精神保健福祉論』へるす出版：129-138
- , 2001b, 「精神保健福祉士の理念と意義—精神保健福祉士の専門性と倫理」精神保健福祉士養成セミナー編集委員会『改訂精神保健福祉士養成セミナー／第4巻精神保健福祉論』へるす出版：152-168
- 社団法人日本精神保健福祉士協会協会事業部出版企画委員会編, 2004, 『日本精神保健福祉士協会40年史』日本精神保健福祉士協会
- 助川征雄, 2009, 「保健福祉センター、保健所、市町村」日本精神保健福祉士養成校協会『新・精神保健福祉士養成講座7—精神科リハビリテーション』中央法規
- 第二期運営委員会, 1977, 「第二期運営委員会総括」『臨床心理学研究』15(3)：20-31
- 柏木昭, 1993, 『改訂精神医学ソーシャル・ワーク』岩崎学術出版社
- 滝沢武久, 2003, 『精神障害者の事件と犯罪』中央法規：67-68
- 田中秀樹, 2007, 「精神保健福祉援助活動・技術の展開」日本精神保健福祉士養成校協会『精神保健福祉士養成講座5改訂精神保健福祉援助技術総論』中央法規：104-138
- 多摩川保養院を告発し地域精神医療を考える会, 1975a, 「Y事件と裁判闘争の現状」
- , 1975b, 「PSW通信No.31に関する申し入れ」
- , 1975c, 「Y問題調査報告により提起された課題の一般化について」への抗議文」
- , 1976, 「これがY事件だ！」
- , 1980a, 「川崎市「Y事件」裁判の和解報告」精神医療委員会『精神医療』9(2)：67-70
- , 1980b, 「Y裁判闘争の10年の記録—法廷証言集—」
- 坪上宏, 1998, 「援助関係論を目指して：坪上宏の世界」やどかり出版
- 寺谷隆子, 池生久美子, 菊田陽子他, 1983, 「PSW協会のあゆみ」『精神医学ソーシャル・ワーク』第16巻：7-10
- 日本精神医学ソーシャルワーカー協会, 1973a, 「PSW通信」no.28
- , 1973b, 「PSW通信」no.29
- , 1973c, 「PSW通信」no.30
- , 1975a, 「PSW通信」no.31
- , 1975b, 「PSW通信」no.33
- , 1976, 「PSW通信」no.34
- , 1977a, 「PSW協会身分資格制度運動の変遷」精神医学ソーシャル・ワーク第11巻：57-61
- , 1977b, 「PSW通信」no.37
- , 1977c, 「PSW通信」no.38
- , 1979a, 「Y裁判の報告」精神医学ソーシャル・ワーク第13巻：116-118
- , 1979b, 「全体討論集会」精神医学ソーシャル・ワーク第13巻：119-140
- , 1981, 「PSW通信」no.50.51
- 松岡克尚, 2009, 「精神保健福祉士の専門性」日本精神保健福祉士養成校協会『新・精神保健福祉士養成講座4—精神保健福祉論』中央法規
- 見浦康文, 1975, 「「PSW通信」から見た協会10年の歩み—会員発言の中から—」精神医学ソーシャル・ワーク第9巻：19-34
- 村山隆彦, 1978, 「Y事件におけるセンターメモの果たした役割と相談のあり方を問う」精神医学ソーシャル・ワーク第12巻：8-11
- 谷中輝雄, 2007a, 「精神保健福祉士法成立の歴史的背景」日本精神保健福祉士養成校協会『精神保健福祉士養成講座4改訂精神保健福祉論』中央法規：176-180
- , 2007b, 「日本の精神保健福祉援助活動の形成」日本精神保健福祉士養成校協会『精神保健福祉士養成講座5改訂精神保健福祉援助技術総論』中央法規：13-19
- , 2009, 「精神保健福祉士法成立の歴史的背景」日本精神保健福祉士養成校協会『新・精神保健福祉士養成講座4—精神保健福祉論』中央法規
- 吉田哲雄, 1975, 「Y裁判闘争の報告」精神医療委員会『精神医療』4(2)：2-8

The History of Problem Y: Questioning the Process Leading to Psychiatric Social Workers' Occupational Ethics

KIRIHARA Naoyuki

Abstract:

This study reconsiders Problem Y, in which a 19-year-old youth, Y, was forcibly hospitalized in a mental hospital without a doctor's diagnosis but only with a diagnosis for schizophrenia by a psychiatric social worker (PSW) in 1969. PSWs have said that the incident triggered a review of their actions and that it led to the establishment of a professional code of ethics. However, based on historical documents, this paper finds that neither Y's appeals to PSWs to change their profession nor their subsequent promise to do so were realized. As a result, Y criticized the community mental health care management system and PSWs, and rejected their professional existence. Although the PSW profession appeared to have conducted a rigorous self-examination regarding Problem Y, the reason why it used the issue to develop its occupational ethics was actually to strengthen the status of PSWs as a national qualification. In fact, the association neither conducted a proper self-examination of the incident nor properly responded to Y's demands, and Y gave up his appeals to the organization in the end. This study concludes that the common view on Problem Y, that it served as the basis for PSWs' occupational ethics, should be corrected.

Keywords: psychiatric social worker, occupational ethics, Problem Y, disability studies, forced hospitalization

「Y問題」の歴史 ——PSWの倫理の糧にされていく過程——

桐原尚之

要旨：

本研究の目的は、「Y問題」と呼ばれる、日本の精神保健史上重要な事件の内実を実証的に明らかにすることである。1969年、川崎市在住の19歳の青年Yが、PSW（精神保健福祉士）による精神分裂病診断に基づき、医師の診断を経ず精神病院に強制入院させられるというY事件が起こった。PSWらは、この事件を契機にPSWの専門性を反省的に検討し、のちの倫理綱領制定に繋げたと叙述してきた。しかし史料によれば、Yは地域精神医療管理体制を批判しており、PSWの存在を否定していた。その事実は精神保健福祉研究では明らかにされていない。本研究は、「Y問題」が反省の歴史として描かれるに至った過程を、Yの主張とPSW協会内部の対立の力学から考察した。その結果、PSW協会は、約束を破るなど反省しておらず、Yから見放されていた事実が判明した。したがって、PSWが職業倫理上依拠してきた通説は、修正される必要があることを示した。

追記事項 (2024.3.27)

2024年3月26日 著者本人からの要望にしたがって、一部個人名を黒塗りにすることを認めた。

立命館大学大学院先端総合学術研究科「コア・エシックス」編集委員会

